

令和4年度第2回定例  
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

## 令和4年度第2回定例松本市教育委員会会議録

令和4年度第2回定例松本市教育委員会が令和4年5月18日午後3時00分教育委員室に招集された。

---

令和4年5月18日（水）

---

### 議 事 日 程

令和4年5月18日午後3時00分開議

- 第1 開 会
- 第2 教育長挨拶
- 第3 議 事

#### [議案]

- 第1号 松本市教育文化センター運営委員会規則の一部改正について
- 第2号 第3次松本市教育振興基本計画の策定について
- 第3号 松本市青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について【非公開】

#### [報告]

- 第1号 事業共催・後援許可における対応について
- 第2号 市有財産の譲渡について【非公開】
- 第3号 指導上の措置について【非公開】
- 第4号 松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について
- 第5号 令和3年度松本市出前講座の実績について
- 第6号 波田図書館LED照明更新工事に伴う休館について
- 第7号 中央図書館のガラス破損及び1階児童室の閉鎖について

#### [その他]

〔出席委員〕

|          |           |
|----------|-----------|
| 教 育 長    | 伊 佐 治 裕 子 |
| 教育長職務代理者 | 小 柳 廣 幸   |
| 教 育 委 員  | 橋 本 要 人   |
| 〃        | 佐 藤 佳 子   |
| 〃        | 春 原 啓 子   |

〔出席職員〕

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 教 育 次 長            | 逸 見 和 行   |
| 教 育 監              | 坂 口 俊 樹   |
| 教育政策課長             | 白 井 美 保   |
| 学校施設担当課長           | 丸 山 丈 晴   |
| 学校給食課長             | 三代澤 昌 秀   |
| 生涯学習課長 兼<br>中央公民館長 | 石 川 善 啓   |
| 中央図書館長             | 小 西 え み   |
| 教育文化センター所長         | 高 橋 伸 光   |
| 青少年ホーム所長           | 永 井 康 太 郎 |

〔事務局〕

|          |         |
|----------|---------|
| 教育政策課    |         |
| 教育政策担当係長 | 降 旗 基   |
| 教育政策担当係長 | 小 澤 弥 生 |
| 教育政策担当主査 | 伊 藤 明 広 |

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和4年度第2回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長           それでは、定刻になりましたので、第2回定例教育委員会を始めさせていただきます。

橋本委員ですが、30分ほど遅れてお見えになるということで、先に始めていただきます。

本日の付議案件の中で、非公開としたい案件が3件ありますが、これについては後ほど、橋本委員がお見えになってから非公開の決を採って非公開としていきたいと思えます。公開の案件から進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それではまず、会議録の承認についてお伺ひします。令和3年度第8回定例、第6回臨時、第7回臨時、それから第10回臨時教育委員会の会議録については承認ということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、後ほどまたご署名をお願いしたいと思えます。

《署名委員の指名》

教育長           本日の会議録の署名委員ですが、小柳職務代理者と、それから橋本委員ということになっておりますので、後ほど橋本委員には通告したいと思えます。

《議案審議》

教育長           本日の案件は、議案が3件、報告が7件となっております。

早速議事に入ります。

<議案第1号> 松本市教育文化センター運営委員会規則の一部改正について

教育政策課長 説明

教育長           これは前回の第1回定例教育委員会で人事案件ということで委員の委嘱をお諮りしたところですが、委員の皆さんからの、条例では10名以内としているのに、規則では4人、3人、2人と具体的に数字を規定する形になっていて、9人と10人で合っていないのもおかしいし、この人数を規定する必要はない

のではないかというご意見を受けて、今回この改正をしたいというものです。改正をお認めいただいてから改めて委員の委嘱についてはお諮りしたいということですが、いかがでしょうか。ご意見お願いいたします。

小柳委員 どうでしょうか。

小柳委員 ありません。

佐藤委員 私も前回の議論を踏まえて、新旧対照表で確認させていただいた内容のとおりこのまま進めていただければと思います。

教育長 春原委員もよろしいですか。

春原委員 特にありません。

教育長 高橋所長何か補足説明はございますか。

教育文化センター所長 今、白井課長から説明がありましたとおり、現在、小学校の校長先生を推薦いただくように校長会に依頼をしておりますので、来月の定例教育委員会でお諮りさせていただければと思います。

教育長 それでは、議案第1号については承認ということによろしいでしょうか。ありがとうございました。

(橋本委員入室)

<議案第2号> 第3次松本市教育振興基本計画の策定について

教育政策課長 説明

教育長 橋本委員すみません、議案第2号まで進んでおりますので、お願いします。

ただいまの説明ですが、先週の教育委員研究会の際にいただいた皆さんのご意見を基に再修正した形になりますが、まだ気になる点ですとかご意見ありましたら出していただきたいと思います。

小柳委員 最後のコラム5ページの20番のところですが、おっしゃりたいことはわかりますけども、コラムの表題と中身が必ずしも一致していないのではないかと思います。確認ですが、行政の取組みの中に遊び心を持って取り組むという理解でいいですか。

教育政策課長 そうですね、遊びという視点を持ちながら、そこに焦点を当てて施策等を考えていくということです。

小柳委員 このコラムの内容は、遊びとはこういうことで、「遊び心を持って日々を生きること」と書かれていますので、そのあとに触れられている部分の柔軟に対応していくというところが、いわゆる遊び心を持ってということでもいいですか。

教育政策課長 はい。従来の考え方に捉われず、遊びという視点を持って柔軟に施策を進めていくということです。

小柳委員 その遊びの視点を持ってやっていくということで、行政が遊び心を持ってということはこのコラムは言っていると思いますが、そうすると、行政が進めていく中で遊び心とは何だろうなという疑問が出てきます。

教育次長 小柳委員のおっしゃるとおりだと思います。このコラムのところで遊びという、少し抽象的な書き方だと思いますが、それを行政に当てはめた場合には、おっしゃるとおり柔軟に対応するという部分、そういったところに、今までの考え方と違うという願いを込めていますから、そういうイメージを持ちながらという理解をいただければと思います。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

今さら私が言ってすみませんが、今の説明を聞いていて、特に反映する意見のところは、反映させた部分が本編の何ページかということ資料に加えたほうがいいのではないかと思いました。

教育政策課長 ありがとうございます。対応させていただきます。

教育長 ほかにあればお願いいたします。

佐藤委員 同じく、体裁について、ページの関係ですが、例えば、パブリックコメントの5ページの18番に概要版9ページとありますが、これは今お配りいただいている概要版では10ページになっています。これは修正によってずれているということよろしいですか。同じく、その次のパブリックコメント6ページにある23番には概要版10ページとありますが、配られている概要版では11ページにあると思いますので、修正のずれということよろしいでしょうか。

教育政策課教育政策担当主査 すみません。冒頭に1枚資料を追加して、1ページ目に第1章の1が入ったので、ページが1つずつ繰り下がっています。訂正をしたいと思います。

佐藤委員 わかりました。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

春原委員何かございますか。

春原委員 特にございません。

教育長 それでは、この案で先ほどのご指摘の点については、修正を加えた上で、庁議、それから議会に報告をしていくという今後の予定どおり事務を進めていただきたいと思います。それでは、この原案は承認ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、橋本委員がお見えになりましたので、改めまして非公開の承認について、橋本委員がお見えになるまで待とうということで、確認をしていきたいと思います。今回の付議案件のうち、議案の第3号、それから報告の第2号と第3号について非公開としたいということで、このことについてお諮りをしたいと思います。

まず、議案第3号ですけれども、青少年ホーム運営委員会委員は条例に基づいて教育委員会で決定しなければいけない人事案件となりますので、非公開とするもの。それから報告第2号ですが、市有財産の譲渡ということですが、議案提出案件ということで松本市がまだ公表していない内容ですので非公開としたいもの。それから、第3号指導上の措置については、個人情報を含むということで、以上3件については非公開をするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

教育長 ありがとうございます。それでは、この3件については最後に非公開で審議をしていきたいと思います。

それでは、戻りまして報告第1号の説明をお願いいたします。

<報告第1号> 事業共催・後援許可における対応について

教育政策課長 説明

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

佐藤委員 この信州メディビトネットさん、また、信州健康かるたに関して、私も代表者の方を存じあげていますし、政治宗教営利活動には当たらないというところ

の判断は、今、照らし合わせてみても恐らく妥当な判断ではないかと個人的には思います。その上で、チラシの内容について大きな問題があるというところはそのとおりだと思いますが、報道等でもなされているところではありますが、時系列についてこれ以前のその信州メディビトネットさんから報告としてそのコメント依頼やチラシの作成のタイミングというのは立候補を表明された後のことということでしょうか。

教育政策課長 3月14日に申請書が出されまして、そこにはチラシがついていました。3月27日に該当の方が立候補表明をしているということになりますので、立候補表明の前にチラシ案をつけて申請はされています。

教育長 教育委員会は、立候補表明後にこういう判断のところで見落としたということですね。

佐藤委員 あともう1点、これも新聞報道等では専門家の意見として、教育委員会のこの許可に関しては軽率な判断だったのではないかというような新聞記事等もありましたけれども、今振り返ってみて、行政管理課等でこの件に関して法的な部分で市としての見解というものは現在出ているのでしょうか。

教育政策課長 はい。法制担当と相談をした中でこの後援につきましては、この要綱に基づいて後援をしたということは、問題はないということだと思いますが、このチラシが誤解を招きかねないということで、配慮は必要だったということになります。

教育次長 これにつきましては、今、課長が申しあげたとおり、後援そのものは事業の内容といったことで許可の判断は問題なかったという認識をしています。これは行政管理課でもそういう判断でした。ただ、実際この名義後援許可をするに当たって、チラシの中で立候補を表明する方の顔写真が載ってしまっていたというところについて、こちらの配慮が足りなかったということで、その部分について配慮すべきでしたし、反省すべきところです。

佐藤委員 その上でいただいた見直し案の中で、5の(2)のイとして、原則配布物を校内の所定の場所に置き、希望者が自由に持っていく自由配布というご提案がありますけれども、この場合の希望者というのは、基本的には児童生徒がということですね。

教育政策課長 はい。



佐藤委員        その場合に、例えばですが、市が主催するような催し物の中で、市として保護者の方に情報を届けたいという部分が、子どもたちが対象かどうかというところで左右されるということが、一方で周知を図らなければいけないということに鑑みて、適当なのかどうかというところが少し疑問に思います。保護者の立場からするといろいろな催し物の情報はそういった学校から配布されるものを見てその情報を得ることが非常に多いと思いますし、手元に残るものですので、それがなかなか手元に届きにくくなるということは、それが適当なのかどうかということは気になります。一方で、その全家庭もしくは全児童生徒向けに作成しているものは、かなりの部数を作ると思うので、それが大量廃棄につながるようなことはいかなるものかというところですよ。

教育長            教育監、学校現場としてどうでしょう。

教育監            後援のあるものについては、基本的には担任が配るということはあるわけですよけれど、ものによってはなかなか配りづらいというようなことがある場合には、配慮して置いておいて自由に児童生徒が持って帰れるようにしてあるという状況です。

佐藤委員        状況としては、今の話だと現在と大きくは変わらなくて、現時点ではケース・バイ・ケース、学校ごとの判断ということですね。

教育監            そうですね。今回、見直しがされてここにあるような対応になっているので、今までよりは配布については配慮がされるのではないかと思います。

教育長            平成26年に学校にアンケートを取ってこのルールを決めたとき、担当していたものですから補足説明させていただきますけれども、当時、今、佐藤委員がおっしゃったようにチラシを持ち込まれる方とか事業を広めたいという方は、当然学校で配られることの影響を考慮した上で名義後援の許可があれば学校で配布をしてもらえるという趣旨もあって、学校で配布をしてもらいたいというものが大量にありました。実際その頃は、学校に配布してほしいということで教育委員会の事務局に持ち込まれていて、事務局の手間も相当なものがありましたし、それからこれが学校に持ち込まれたときには、学校現場にアンケートを取りましたら、学校でも配布に相当苦労しているということがありましたので、どういったものがあるか調査した上で、校長会とも相談して、一定のルールをつくりましょうということで、最終は校長判断ということになるのですが、

今、ここにありますとおり、市や教育委員会が主催、共催をする事業。それからプラスアルファして、名義後援については、教室で配ってもいいものとしませうということにしました。しかし、これについても、いろいろ議論がありました。学校の実態をお聞きしますと、地域のいろいろな活動ですとか、その地域限定で学校に持ち込まれるチラシのようなものについては、学校長が判断をしていました。ただ、学校長が判断をする上での一定の基準も決めておく必要があるというような声もありましたので、地域で持ち込まれたものについては、営利を目的としないものであるかとか、先ほどの政治活動、宗教活動に該当しないか判断するようなことをしたうえで校長が決定し配ってもいいとしました。それから、それ以外のものが大量にあったのですが、それ以外については、ここにもあるとおり、学校の一定の場所に置いておいて、自由に子どもたちが持っていくものとしませう。ただ、このとき一番争点に上がっていたのは、山雅の無料チケットでして、これについても一か所に置いておくことはいかがなものかというご意見も実際にはありましたので、それまで学校がどう運用していたかをお聞きしたところ、先ほど教育監からお話があったように、学年によっても小学校の場合は低学年と高学年とで物を管理することに大きな違いがありますので、様子を見ながら配ったり、一か所に置いておいたりということを学校長の判断で行っているということでした。教育委員会として一定のルールを設けたのは、このときが初めてだったと思います。ただ、教職員が直接配布をしていいよというものの中に、名義後援が含まれていると、今回のようなことが起きるリスクがあるということで、市が名義後援許可をした後にそういうことがないようにもう一度チラシを出してもらって、判断をすとかということが現実的であるかどうかということもありますので、そのところのフローを見直す必要があると思います。ここに、最後に見直し案を検討しますとあります。これが決定案ではなくて、当然校長会、学校現場とも相談をして見直し案をつくっていくことが必要になると思いますので、今日、委員の皆さんから見直しのためのご意見をいただきたいと思ひます。

橋本委員

個別具体的に何をどう変えていくかという議論は、それはそれでいいとして、その前提条件として、先般の信濃毎日新聞に対する教育委員会の回答は、私は許せないと思っています。信濃毎日新聞の指摘も大学の先生のコメントも全く

そのとおりで、政治活動と判断しなかったと回答しているのですが、それで切っているのかというと全くもって配慮が足りなかったと思います。3月27日に立候補を表明したという話ですけど、その前からすごく取り沙汰されていて、決定以前にも何度も報道されていたわけですね。それなのに、チラシを見ても何とも思わないという感覚自体が無神経だと思います。そういう意味で、政治活動に対するチェックということがあまりにも甘過ぎるのではないのでしょうか。我々教育委員は任命されているわけですけど、教育委員会必携の冒頭にも書いてありますように政治的中立性が教育委員会の存在意義そのものです。それに対してもっともっとセンシティブに、神経質にならないといけないのに、許されないとします。だから、そこはごめんなさいって謝るべき話で、教育委員会としてもこういうものをきちんとチェックする機能、今回、教育委員会に報告するという形になってはいますが、今、議論にあったような時間が流れていくプロセスの中で許可しても、その後、事情変更があった場合に、どういうケースでストップかけるのかというようなことを政治的中立性という観点で判断すべきで、今回の件はそこに尽きると思います。その間の事務フローをどうするかという細かい問題はさておき、もう一度事務局も含めて教育委員会の政治的中立性ということにもっとセンシティブになるという意識を持っていただく必要があるのではないかと思います。着任のときから、私自身が中央銀行の中立性ということですと議論をしてきましたから、そういうことにすごく力を入れてこの教育委員をやるということを市議会でも宣言しましたし、それからこれまでの市長とのいろいろなやり取りの中でも、その点において市長にもお願いをしたところでもありますし、意見も申しあげた経緯がありますので、今回のこの問題については私も教育委員会の一員ですので、真摯に受け止めて謝罪すべきところはきちんと謝罪したほうがいいと思います。

教育次長

ありがとうございます。橋本委員おっしゃるとおりだと思います。今回の件に関しましては、本当に事務局としてそういう経緯に立って、認識が甘かったという点を反省しております。時系列では受けて、その後、表明ということですが、すけれども、実際その前から取り沙汰されているという中で、当然そういったことを認識した上で判断すべきだったと思います。事業そのものというよりは、それに直接のものではないにしてもそういったところに写真が載る、コメント

が載るといふことに対しての認識というものを改めて反省して対応していかなくてはならないと感じております。大変申し訳ございません。

春原委員 違う角度からですが、こういう事業の共催、後援について、許可するに当たっては、スムーズに運営していけるような方法をどこかで検討するような場があるといいと思います。教員の働き方改革を進めていることから、「保護者」や「学校運営協議会」等に協力してもらいながら進めていただきたいと思います。最終的なその判断については、要所要所で必要なところで判断していくということですけど、このようなケースが出てくるのではないかと思いますので、都度、その辺も考慮しながら検討してはいかがでしょうか。

教育長 小柳委員、どうでしょうか。

小柳委員 難しい点だなと思っています。3月18日にこの申請が出されたときには、申請した団体をまず確認して、政治的活動や宗教的活動が認められないとして判断して決裁したけれど、その時に、立候補している人の写真やメッセージが載っているチラシも含めて判断しているので、それを配布の影響について無考慮だったという表現でいいのかという気がしました。それは考慮をしなかったのではなくて、うっかり通過させてしまったということではないかと思っています。このミスは配布の影響について無考慮だったということよりいろいろな点を想定せずそのままスルーしてしまったということではないかと思っています。

それから、主催や共催する事業についてのチラシは、教育委員会や市としては大いに参加してもらいたい、周知したいということがあると思うので、それを廊下の隅のところに置いておいて、自由に持っていきなさいでいいのかなど思います。

子どもたちに持ちかえってもらって、これもらったよと家で見せることのほうが効果があるのではないかという気がします。教育長がおっしゃったように、26年の時の方法の方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。

教育長 それでは私からですが、今、配布後の影響について無考慮というところはどのようなことかという、先ほどの26年の学校における配布物のルールに書いてあることがセットで、この名義後援の許可のときには考えなくてはいけないことだということを改めて今回、このケースは提示されたと思います。その事業自体を許可申請があって許可をするかどうかということプラス、名義後援を

した事業が先ほどのルールでいくと学校で教職員が子どもたちに配るといふことと別の観点で頭の中でチェックをしなくてはならないということだと思います。というのは、先ほど橋本委員がおっしゃったように、配布物というのは自由に子どもたちが取れるとか、自由に誰でも持っていけるところに置いてあるというのではなくて、学校で教職員が子どもたちにわざわざ配るところには、一般の市民にとってはそういうことが加味されるということだと思うので、私は、この経過の中で、小学校の保護者からチラシについて問合せとご意見があった内容をお聞きすると、子どもが学校からこんなものをもらってきたんですが、この事業自体はいいと思いましたがけれども、裏側を見たら今、選挙に立候補しようとする人の顔写真が載っていましたと。こういうものが学校で子どもに配られるということ自体はいかなるものなのでしょうか、大丈夫ですかという内容だったということなので、そのことが私は全てだと思います。学校で教員が子どもに配るといふことの中に込められる意味といふことを私たちがもう少し配慮していかなくてはならない、いけなかったということだと思います。そこが無考慮となっている部分は、そのことの説明とさせていただければと思います。小柳職務代理がおっしゃったように、ざっくり言えばうっかりしていたということだとは思いますが、今後の対応のところでは、その事業自体がいいかどうか、後援許可の審査をして許可が妥当かどうかといふことプラス、先ほどのような選挙との関係といふことが具体的には出てくるでしょうけれども、そういった影響を考えて許可といひますか、その申請をしてきた方とコンタクトを取って、リスク管理をしていくことが必要だと思います。

小柳委員　　ただ私は、うっかりだったので仕方がなかったといふことを言っているわけではないですからね。

教育長　　もちろんそうです。意識の中に、先ほどのようにチェックリストの中でそういうこともしっかりとチェックをしながら申請者の方と対話をして、そのリスクを外していくといふことは必要だといふそういうことです。

佐藤委員　　名義後援をするかどうかといふ判断と、どういうチラシを作成されて、これひょっとすると名義後援である以上、学校で配布されるかどうかに限らず、チラシを作成されたときに、配布されなかったとしてもこういったことが起きているといふことが問題だと思います。申請団体の方は本当に一般市民の視点で

なかなかそういう部分に気がつきにくいこともあるかもしれないので、その名義後援をするかどうかということと、その後こういうことに関しては留意して、しないでくださいということの確認を名義後援を許可する上での条件として確認を取っておくということが重要ではないかと思います。

教育長 おっしゃるとりだと思います。

教育政策課長 条件つきというか、そういったものも少し相手方にお示しできるような形を考えてまいりたいと思います。

橋本委員 放送局や新聞社に、候補者になりそうな人の記事の取扱い方をどの段階でどういう注意を払っているか聞いたらいいと思いますよ。要するに、ここには政治活動としか書かれてないから、政治活動にはすごくセンシティブに皆さん対応されていると思うけど、近年有名人が立候補することが多くなったので、有名人が立候補する可能性があるときに、どこからどこまではどういう記事の取扱い方をするかきちんとしたルールがあると思うので、それを教えてもらったらいいですよ。

小柳委員 本当に意地悪な発言で申し訳ないですが、名義後援について述べさせてもらいます。この展示会は多くの人たちに周知したかったわけですが、新聞の記事にもあるように、知名度を上げたかったとおっしゃっていましたので、広くみんなに知ってもらいたかったと思います。それは十分わかりますが、先ほどの橋本委員の話にもあったように、選挙で立候補するというのが、取り沙汰されていたり、表明したりしている人をも使って展示会の知名度を上げようとするという意図を私は記事から読み取ったのですが、そうすると、本当に名義後援する団体としてよかったのかなということを感じました。

教育長 このことについては、主催者の方から、先ほどお詫びの連絡があったのですが、月曜日に改めて主催者、代表者の方が教育委員会とそれから塩尻市さんも同じような状況ということで、直接お会いをしてお詫びを受けました。その際に話題になったことは、今、小柳委員がご心配されたとおり、チラシを作るときに、本当に自分たちにそういう意識がなかったためにこういうことを招いてしまったけれども、何人かの方に依頼をした結果、それを受けてくれた方がこの方だったということでしたので、私としては主催者の方とお話をした結果、もともと確信犯的にそれを使ったということではなかったと思います。それだ

けはお気持ちを聞いてここで弁明をさせていただきたいと思います。

ですので、今回、本当に市民の皆さんにお詫びをしたいのは、教育委員会としてその詰めが甘かったという言い方になるのでしょうか、先ほどのように、教員が学校で配るということの重さを事務局でこの事務をするときに常に頭に置いて許可をし、そして佐藤委員がおっしゃったようなその後のことについてもきちんと加味できるようなシステムをなるべくわかりやすく作っておく、事業を周知したい市民の皆さんにとっても、学校で配る先生にとっても皆さんが納得できるような枠組みを私たちが作っていくということが改めてこの件を通して必要なことだと思いました。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、最後にありましたとおり、許可をされている事業を教育委員の皆さんはご存知ないというようなこともありまして、本当に簡単な一覧になるかと思えますけれども、定例教育委員会の際にお知らせをしていくようにしたいと思います。

それから、相当な申請件数がございますけれども、中には判断に迷うものもまれにありますので、そういった場合には教育委員会事務専決代決規定に基づいてお諮りをし、ご相談をするということも合わせてしていきたいと思います。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

#### <報告第4号> 松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について

学校給食課長 説明

教育長 これについては、法令で委嘱をする委員ではないということで、報告事項になっております。私から質問で申し訳ないのですが、この委員の役割は、この名称そのものだと思いますけれども、どういうことをどの程度、どのようにやっているのか内容を補足していただけますか。

学校給食課長 学校給食食品等選定委員会の役割でございますが、令和2年度から私会計から公会計に移行しております。基本的には食材の購入は、公平性の観点から原則指名競争入札がルールになっています。しかしながら、学校給食の食材については、安全安心な給食を提供するために単に価格だけではなくて、食品の品質や味、作業性等を考慮し、総合的な判断をした上で選定する必要があるとい

うことになっているため、従来の方法の随意契約によって食材を購入しています。そこで、食材の購入、あるいは業者の選定に当たっては公平性を担保しなくては行けませんので、その食材の発注方法などを選定委員会で協議していただき、内容が適正であったかどうかなどを審査していただいています。

委員会の所掌事項は、学校給食の研究、調達に関する事、食品の納入業者の選定、それから指導に関する事が含まれています。

教育長 年に何回実施しているものですか。

学校給食課長 月に1回です。

教育長 毎月やるということですか。

学校給食課長 はい。これから発注していく食品は、こういうもので、前年と比較しながら、あるいは前月と比較しながら、適正かどうかというご意見と、新しい食材、加工食品になりますけども試食していただいてご意見を伺うということも含めてあります。

教育長 それではご意見、ご質問をお願いいたします。  
よろしいですか。

それではこの件について報告を受けたことといたします。それでは引き続き、大事な委員会ですのでよろしくお願いします。

#### <報告第5号> 令和3年度松本市出前講座の実績について

生涯学習課長 説明

教育長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

佐藤委員 この出前講座に関しては、私も個人的な市民活動でも過去に活用させていただいたり、非常にメニューが豊富で学びを核とした地域づくりにつながったり、あるいは社会人の教育、そしてまた子どもたちが地域社会あるいは地域課題に興味関心を持ちながら成長していくという中で非常に重要な取組みだと思っています。その中で、例えば小学生のみを対象とした講座とか、園児のみ対象の講座もありますけれども、そういった特に子どもたちに特化した講座も、例えばですが、「食品ロスって何」というような小学生のみに特化したような講座があるのですが、これは学校で活用されることもあるのでしょうか。あるいはお母さんたちのサークル等で活用されることを想定しているのでしょうか。



要は、この報告いただいている件数の中で、小中学校など学校で活用しているようなものがあればお教えいただきたいと思ったので、お願いいたします。

生涯学習課長 具体的にどれということはわかりませんが、小中学校からも申込みはございまして、特に交通安全教室は要望が多くてきております。

佐藤委員 食品ロスについてなどは、SDGsの観点も含めて非常に重要な視点の講座だと思います。ぜひ小中学校ももちろんですし、一般市民の方にもこういった出前講座があるという情報、知らない住民の方も多と思いますので、周知を図って、ぜひ貴重な講座に係れることを願っています。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。今の佐藤委員のご意見を聞いて、この一覧が確かに先ほどのように交通安全教室、子ども向け、大人向け、シニア向けとなっていれば、どのぐらいの年齢の方が対象かということがわかりやすいし、最後の食品ロスの講座も小学生を対象として環境教育授業とあるので、学校で活用してもらう際に、対象年齢がどのぐらいまで寄り添ってもらえるのかというご相談があつて、こういう対象の方ならこれぐらいできますよというような対応をしてくれているとは思いますが、子ども向けもできますよというようなお知らせを加えていくということも一つの方法かなと思いましたが、ご検討いただければと思います。

生涯学習課長 はい。

教育長 もう一つ質問ですが、去年もオンライン開催はやっていたということでよかったですね。

生涯学習課長 はい、やっていました。

教育長 オンライン講座の実績はどのぐらいあったのでしょうか。

生涯学習課長 申し訳ございません。集計してございません。

教育長 受ける側は慣れてないと難しいとは思いますが、引き続き工夫をさせていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、この案件は報告を受けたこととします。

<報告第6号> 波田図書館LED照明更新工事に伴う休館について

中央図書館長 説明

教育長           ご意見、ご質問お願いいたします。  
                  この件については、よろしいでしょうか。  
                  では、報告を受けたこととします。

<報告第7号> 中央図書館のガラス破損及び1階児童室の閉鎖について

中央図書館長 説明

教育長           ご意見、ご質問お願いいたします。

橋本委員       大変な対応だったと思いますけれども、わからないのは、何で割れたのかという  
ことで、今後の対応として、原因が分からないと傾向と対策の立てようがない  
と思います。強いガラスを入れるという説明があったけれども、強いガラス  
を入れても割れるものは割れるということになると、どういう状態になった  
ら割れるのかを追求せざるを得ないのではないのでしょうか。

中央図書館長 どうして破損したのかは、私たちもとても疑問だったので、業者さんに聞き  
ましたが、強化ガラスは作る過程で650度ぐらいの熱を加えてあって、作り  
が特殊だそうです。破損の原因としては、外からの衝撃はもちろんですが、本  
当に目に見えないような傷がついていた場合にも、それがいつかのタイミング  
でガラスが耐えられなくなって破損の原因にもなるということですし、作っ  
ていく過程が複雑なので、ガラスの中に本当に小さな不純物があった場合、力の  
バランスが崩れて破損してしまう可能性があるという特徴が強化ガラスにはあ  
るそうです。ですので、強化ガラスの特徴上、本当に事前に防げるかという  
と、なかなか難しい問題ではあるみたいですが、今回はフィルムを貼ってあった  
ので、落下は防げたのですが、次に入れるガラスは合わせガラスといってガラ  
スの中にフィルム的な機能があるものが入っていて、割れても下に落ちるとい  
うことはないガラスということです。またガラスを入れなくてはいけないのかと  
いうところは、私も思っているところではあります。しかし、今ついている手  
すりが非常に低くて下が吹き抜けなので危ないということが一番なのですが、  
消防的に排煙の観点から、ガラスがあることで煙を防げるというところでガラ  
スを入れなくても天井から何メートル、何十センチかの板を設置しなくては  
いけないというところがあるということと、防音の関係とか空調の流れもまた変  
わってしまうということもありまして、ガラスを入れることが一番適している

という結果です。

橋本委員 どのぐらいの頻度で点検をすれば割れる前に事前にチェックが可能なのかなどの技術的なことをもう少し詰めていただきたいです。

中央図書館長 事前にとすることは本当に難しいようです。

橋本委員 事前は難しいと聞くと、元に戻って、また強化ガラスを入れるのかと堂々巡りになってしまうのではないですか。だから、ケースによっては強化ガラスではなくて、プラスチック、透明のプラスチックのようなもので構わないのではないかとか、そのところがはっきりしないと対応の取りようがないのではないですか。

中央図書館長 そうですね。強化ガラスは、一般的なガラスやプラスチックと違う点として、車のガラスみたいに割れても網目状に広がって、落ちたとしても粒になって落ちるので、ぐっさり刺さるということはまずないということが特徴です。

教育長 そこは公共施設マネジメント課に相談してみてもいいということですね。ガラスだとおしゃれだし明るくて光も通っていいのかもしれませんが、確かに、ここは吹き抜けになっていて下が児童室というところが気になるところでもありますね。

橋本委員 それは図書館に限らず、ほかの施設でも博物館だって美術館だっていっぱい使っていますよね。

佐藤委員 8年、9年ぐらい前だったか、Mウイングでも道路側の2階の窓ガラスが突如割れたことがあって、そこまで粉々ではなかったですが、こういうことは起き得るだろうとお話を聞いたとき思いました。橋本委員がおっしゃるように、どういうふうになれば防げるかは、恐らく松本市だけの問題ではないと思うので、どのような対応があるのか調べられる限り調べていただけたらと思います。

教育長 質問ですが、20日金曜日の午後ということは、朝から開館するのではなくて、途中で開けるかもしれないということですね。

中央図書館長 できるだけ早くと思っていて、できれば20日の朝から開けられればいいのですが、ガラスがもし飛び散ってはいけないので、今、本を1冊ずつめくって確認しています。ですので20日の午後だったらいいだろうということで話をしております。

教育長 確かに、破片が飛び散ったということがあったので、本の中に挟まっていたりすると危ないということをお心配してしまいました。しっかり点検をお願いし

たいと思います。

中央図書館長 はい。

教育長 ほかにはよろしいですか。

はい、では対応よろしく願いいたします。

教育長 それでは、以上で公開案件は終わりとなりますが、冒頭で皆さんにご相談しようと思っていましたコロナのことになります。今朝の新聞をご覧になったと思いますけれども、県教委が学級閉鎖の基準を見直したという記事がありました。ご覧になっておわかりになったと思いますが、主な内容としては、今、松本市が行っているように陽性者が1名判明した段階で学級閉鎖を行っているものを2人目が発覚した時点でそこから5日間というようなことが主になります。松本市ではこれを適用することについて、前回の定例教育委員会の際に、今お配りしてありますような資料を基に皆さんと協議をしました。感染率が低い中学校については検討していてもいいのではないかなというようなご意見が主流だったと思います。これについては、特に松本市においては子どもの感染がかなりこの週末から週明けにかけて増えたというようなことがありまして、月曜日に保健所とこども部と打ち合わせを行いました。保健所長としてもこの段階で大型連休の影響がどのように動くかは今週、来週の週明けまで様子を見ないと判断ができないということなので、学校における学級閉鎖の基準についてももう少し様子を見ましょうということになりました。保育園、幼稚園で集団感染の事例が出ていましたので、どうしても兄弟関係で保育園、幼稚園、認定こども園での集団感染から小学生、中学生の兄弟に感染してというようなことが出ているといったことも判断の材料にしていくべきだろうということでした。そして、委員の皆さんにご相談ですが、お手元にあります今日、県から出ました資料などを持ち帰っていただいて、この週明け月曜日の夜に、改めて保健所と打ち合わせをいたしますので、その結果を持って臨時で教育委員会を開かせていただくかもしれませんけれども、来週基準の緩和についてご相談していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

今日、松本市では100人を超えているということで、その数を見ていくと10歳未満のお子さんが大変多いという状況にあります。そういったことも考慮していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここからは非公開とさせていただきます。

(休 憩)

教育長            それでは非公開の案件についてお願いします。

<議案第3号> 松本市青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<報告第2号> 市有財産の譲渡について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<報告第3号> 指導上の措置について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

教育長            本日の案件はすべて終了しました。以上で、第2回定例教育委員会を終了します。大変お疲れさまでした。

《閉会宣言》

伊佐治教育長は、令和4年度第2回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後5時22分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

橋本 要人

---

小柳 廣幸

---